

## 第9回 横浜市訪問介護連絡協議会総会 議案

決議日 : 令和3年5月19日(水)

議決権行使書提出期限 : 令和3年5月18日(火)

開催方法 : 書面決議

書面決議の理由 : 新型コロナウイルスの影響により、昨年に引き続き高齢者の生活を支える訪問介護事業所の管理者、サービス提供責任者が集団感染を起こす事がないよう会議体としての総会を中止し、書面決議を実施することとしました。

### 1. 審議事項

第1号議案 : 規約改正(案)

第2号議案 : 令和2年度事業報告

第3号議案 : 令和2年度決算

第4号議案 : 令和3年度事業計画(案)

第5号議案 : 令和3年度予算(案)

第6号議案 : 役員選出(案)

# 第1号議案

## 横浜市訪問介護連絡協議会規約（案）

### （目的）

第1条 本会は、横浜市を拠点とする訪問介護事業所の管理者またはサービス提供責任者および多職種との相互の連携・情報交換を行い、訪問介護サービスの質の向上を図る事を目的とする。

### （名称）

第2条 本会は、「横浜市訪問介護連絡協議会」と称する。

### （会員）

第3条 会員は、横浜市内の各区訪問介護連絡協議会等とする。

### （活動）

第4条 本会は第1条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 連絡協議会会議、研修会の開催
- (2) 訪問介護に関する情報収集等
- (3) 行政その他関係機関との連絡、連携および提案、協議等
- (4) その他、目的を達成するために必要な活動

### （役員及び幹事）

第5条 役員は代表1名、副代表2名以内、委員会委員長、会計1名、事務局3名以内。

2. 幹事は各区を代表する者とする。但し、役員と重複の場合は役員とみなし当該区からは別にもう1名を幹事とすることができる。

### （役員の職務）

第6条 代表は本会を統制し管理する。

2. 副代表は代表を補佐し、代表に事故ある時は代行する。
3. 幹事は役職を分担し、会務の執行を図る。
4. 委員会委員長は委員会を運営、統括する。
5. 委員会副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故ある時は代行する。

### （役員等の選任）

第7条 代表は幹事会で選出し、総会で選任する。

2. 副代表・会計・事務局は代表が指名し、総会で選任する。
3. 幹事は各区から1名を選出し、総会で選任する。
4. 委員会委員長は役員会で選任する。
5. 各委員会委員は本会会員および各区連絡協議会等の会員で構成する。

### (役員任期)

第8条 役員任期は1年とする。但し、再任は妨げない。

2. 任期満了後も後任が就任するまでは職務を継続するものとする。
3. 任期中に欠員が生じた場合の後任は、代表が指名し、幹事会で承認を求める。

### (役員解任)

第9条 協議会は次の各号いずれかに該当するときは、総会の議決を経て、その役員を解任することができる。

1. 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
2. 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があったとき。

### (相談役)

第10条 協議会は次の相談役を置き、訪問介護事業に関する助言をする。

2. 役員推薦により選出し、総会で承認を得た者。

### (会議の種類)

第11条 本会の会議は、次の通りとする。

- (1) 総会
- (2) 役員会
- (3) 幹事会
- (4) 幹事会が必要とする委員会
  - ① 研修委員会
  - ② 多職種連携委員会
  - ③ 広報委員会
- (5) 専門部会

### (会議の開催)

第12条 会議の開催は、次の通りとする。

- (1) 総会は毎年度初に代表が招集し、幹事の過半数の出席をもって成立する。
- (2) 臨時総会は幹事の過半数以上が必要と認めた場合、代表が招集する。
- (3) 役員会は必要の都度、代表が招集する。
- (4) 幹事会は必要の都度、代表が招集する。
- (5) 委員会は必要の都度、各委員会の委員長が招集する。
- (6) 専門部会は役員会への諮問のために出席者を代表が選定し、必要の都度、代表が招集する。

### (総会の審議事項)

第13条 次の事項は、総会の決議を経なければならない。

- (1) 事業報告並びに収支決算
- (2) 事業計画並びに収支予算
- (3) 規約の変更
- (4) 会費の額
- (5) 幹事の選任並びに承認
- (6) その他、総会の決議を必要と認められる事項

### (会計及び会費)

第14条 本会の運営は、会費および寄付金その他で行う。

2. 会費は各区団体単位とし、金額は総会で決定する。

### (会計監査)

第15条 会計監査は総会で選出し承認する。

2. 会計監査員は1名とし、会計の執行状況を監査する。
3. 役員は会計監査員を兼務することはできない。

### (会計年度)

第16条 本会の会計年度は、当該年度の4月1日より翌年3月31日とする。

### (規約の変更)

第17条 この規約を変更する場合は、総会において出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。

### 附則

この規約は、平成25年 5月30日から施行する。

〃 平成26年 4月10日改定施行する。

〃 平成27年 5月11日改定施行する。

〃 平成28年 5月12日改定施行する。

〃 平成29年 5月22日改定施行する。

〃 平成30年 5月22日改定施行する。

〃 令和元年 5月16日改定施行する。

〃 令和3年 5月19日改定施行する。

## 第2号議案

### 横浜市訪問介護連絡協議会 令和2年度活動報告書

横浜市訪問介護連絡協議会（以下「会」）の令和2年度活動報告をします。

#### 1. 区連絡会の支援

令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の為、幹事会はリモートで開催をし、区連絡会の活動の進捗状況や、協議会の活動について共有を行いました。

#### 2. 行政、地域包括支援センター、各連絡会等との連携

横浜市をはじめとして、区役所、地域包括支援センター、横浜市介護支援専門員連絡協議会、一般社団法人横浜在宅看護協議会との連携をとりました。

#### 3. 意見交換、提言

- ・横浜市と介護人材の確保、育成などについて「横浜市内訪問介護事業所アンケート」人材難を考える（第3回）をまとめ横浜市へ提出しました。
- ・令和2年9月2日に新型コロナウイルス感染症に対するPCR検査の拡充について要望書を提出しました。
- ・11月の幹事会では横浜市庁舎にて行い、第8期高齢者保健福祉・介護保険事業計画・認知症施策推進計画素案、人材不足に関する件、新型コロナウイルス感染症の対応について意見交換を行いました。

#### 4. 会議

- (1) 総会：令和2年5月25日（月）第8回総会を書面決議にて執り行いました。  
基調講演として令和2年9月17日（木）～23日（水）の間、映画「ピア～まちをつなぐもの～」を視聴しました（約136名の視聴がありました）。
- (2) 幹事会：定例で毎月各区代表による幹事会をWeb会議で開催（計6回）、横浜市庁舎で（計1回）、書面での連絡のみ（計1回）開催しました。
- (3) 役員会：定例で毎月（全12回）幹事会に先立ち、web会議を実施しました。

(4) 委員会：適宜以下の委員会を開催しました。

①研修委員会

- ・令和2年11月17日（火）Zoom ウェビナー利用によるオンライン研修会「with コロナでの訪問介護サービスの提供について」を実施しました。

②多職種連携委員会

- ・令和3年2月25日（木）Zoom ウェビナー利用によるオンライン研修会「場が人を育てる」（コミュニケーションの重要性）を実施しました。

③広報委員会

- ・令和2年6月 令和元年度の協議会及び各区の活動報告のパンフレットを作成しました。
- ・令和2年8月 ホームページをリニューアルしました。
- ・令和3年1月 「会員たちのブログ」を開設しました。

(5) 専門部会：令和2年度の専門部会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点より開催を中止しました。

## 5. 研修会

(1) サービス提供責任者向け研修

日 時：令和2年11月17日（火）13：30～15：10  
場 所：Zoom ウェビナー利用によるオンライン講義  
対 象：横浜市内訪問介護事業所のサービス提供責任者  
内 容：「with コロナでの訪問介護サービスの提供について」  
参加者：40名

(2) 多職種連携 Web 研修

日 時：令和3年2月25日（木）13：30～15：10  
場 所：Zoom ウェビナー利用によるオンライン講義  
対 象：各区訪問介護事業所連絡会及び関係団体の会員  
内 容：「場が人を育てる」（コミュニケーションの重要性）  
参加者：43名



## 第4号議案

### 横浜市訪問介護連絡協議会 令和3年度活動計画（案）

横浜市訪問介護連絡協議会（以下「会」）の令和3年度活動計画を策定します。

#### 1. 区連絡会の支援

区連絡会の活動の進捗状況を共有するとともに、区連絡会の活動を支援します。

#### 2. 行政、地域包括支援センター、各連絡会等との連携

横浜市をはじめとして、横浜市議会、区役所、地域包括支援センター、横浜市介護支援専門員連絡協議会、横浜在宅看護協議会などの各協議会との連絡を密にとり研修会の合同開催、連携を強化します。

#### 3. 意見交換、提言等

介護保険制度・障害者総合支援法等の制度改正に向けた情報収集及び意見集約を行い関係省庁に対し提言をしていきます。

横浜市と資格取得支援事業等介護人材の確保、育成に加え、新型コロナウイルス感染症に関する対応などについて意見交換を複数回予定しており、官・民の力を合わせて対応していくことにしています。

#### 4. 研修会

各区連絡会の研修会のほか、年に1回以上、会として研修会を開催します。  
区連絡会の研修会についても、講師派遣の相談等について支援します。

#### 5. 会議

（1）総 会：予算・決算のほか、必要な事項について総会を開催します。

（2）幹事会：毎月定例で、各区代表による幹事会を開催します。その他、必要に応じて随時開催します。

（3）役員会：幹事会に先立ち、定例の役員会を開催し、事業計画・事業報告等を話し合います。その他、必要に応じて随時開催します。

（4）委員会：以下の委員会を開催します。

- ① 研修委員会
- ② 多職種連携委員会
- ③ 広報委員会
- ④ その他、必要と認められた委員会



## 6. 委員会

### (1) 研修委員会

- ・ 管理者、サービス提供責任者、訪問介護員向けの研修等を主催します。
- ・ 多職種連携委員会主催の合同研修の支援を行います。
- ・ 各区連絡会の研修企画及び講師派遣の助言をします。

### (2) 多職種連携委員会

- ・ 横浜市介護支援専門員連絡協議会・横浜在宅看護協議会、横浜市役所などの関係機関と連絡を取り合い、連携・交流を深めます。
- ・ 引き続き、横浜市介護支援専門員連絡協議会と共催し合同研修会を行います。

### (3) 広報委員会

- ・ ホームページの運営、管理を行います。
- ・ 総会及びイベント等に関する広報活動を行います。
- ・ 当会の広報活動を行います。

## 7. 専門部会

制度改正や報酬改定、介護人材の確保、人材育成など、訪問介護を取り巻く諸問題に対処するため、協議会として取り組む上で必要な情報収集、意見交換の場として専門部会を開催します。専門部会で論議された内容は役員会に報告され、関連省庁への提言などの参考とします。

## 8. その他

NPO 法人 アスリードと共同し、学生、若者向けに訪問介護の魅力を伝える活動を行います。

## 第5号議案

### 横浜市訪問介護連絡協議会 令和3年度 予算案

会計担当 正木 光一

<収入>

(単位：円)

項目	金額	内訳
令和元年度繰越金	497,773	
横浜市健康福祉局より(分担金)	640,000	
会費	0	※理由は下記
収入合計	1,137,773	

<支出>

(単位：円)

項目	金額	内訳
総会関係費	200,000	会場量、基調講演料、他
役員・幹事会等会議費	50,000	交通費、会場費、資料代、他
研修費	500,000	会場費、講師料、資料作成費用、他
広報関係費	100,000	ホームページ管理費、他
委員会・専門部会運営費	50,000	会場費、委員会、専門部会運営費
事務局費用	40,000	
通信費	50,000	電話、郵送代
予備費	147,773	
支出合計	1,137,773	

※新型コロナウイルスの関係で、総会、研修等はリモート開催(web研修)が基本となるため会場費などの費用が不要となることから、令和3年度も18区からの年会費の徴収は行わない。

## 第6号議案

### 令和3年度 横浜市訪問介護連絡協議会役員候補者（案）

役職	氏名	区	所属事業所等
代表	佐藤 永弘	鶴見区	ひかりケアサービス
副代表	細川 佳宏	旭区	しあわせ介護
	澤田 千絵	磯子区	フルライフ磯子
研修委員長	芳原 悦子	磯子区	みのりサポート
研修副委員長	北村 仁	港南区	居宅サービス事業所 花舞・さかえ
多職種連携委員長	齊藤 博美	緑区	みずたま介護ステーション十日市場
多職種連携副委員長	本間 忠志	鶴見区	駒岡介護ステーション
広報委員長	笠原 英代	南区	訪問介護ステーションしあわせの花束
広報副委員長	花摘 綾太	神奈川区	横浜市福祉サービス協会神奈川介護事務所
会計	正木 光一	中区	ふじケア ヘルパーステーション横浜
会計監査	泉 拓志	港南区	フルライフ港南
事務局	水梨 稔之	中区	ふじケア ヘルパーステーション横浜
	花井 千加子	西区	ケアポートかのこ西